

尾道市公共施設等総合管理計画 個別施設計画

大分類： 2 社会教育系施設

中分類： 4 図書館・博物館系施設

令和3年3月

広島県尾道市

(生涯学習課・文化振興課)

【目次】

- 1 個別施設計画策定の趣旨及び概要
 - (1) 策定の趣旨
 - (2) 計画概要と計画期間

- 2 対象となる施設一覧及び概要
 - (1) 対象施設一覧
 - (2) 対象施設配置図
 - (3) 対象施設の役割

- 3 各種分析結果
 - (1) 劣化状況
 - (2) 安全性（耐震性、危険区域）に関する状況
 - (3) 機能性（施設設備、環境性能、バリアフリー等）に関する状況
 - (4) 利用状況
 - (5) コスト状況

- 4 今後の基本的な方向性
 - (1) 現状と課題
 - (2) 今後の施設の考え方
 - (3) 検討すべき方向性と実施時期

1 個別施設計画策定の主旨及び概要

(1) 策定の趣旨

尾道市が保有する公共建築物やインフラ資産は、今後、大量に更新時期を迎えます。厳しい財政状況や人口減少等による利用需要の変化等が見込まれるなか、公共建築物やインフラ資産の長期的視点による更新統廃合等を計画的に実施し、財政負担の軽減と平準化及び施設の適切な配置を実現する必要があります。

尾道市は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、平成28年度に「尾道市公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」という。）」を策定しました。

総合管理計画の4つの基本原則とこれを踏まえた実施方針、施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、個別施設計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。

(2) 計画概要と計画期間

本計画は、総合管理計画「第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針」で規定される施設類型「4-2 社会教育系施設」の図書館・博物館系施設について、施設の現状、役割、課題を整理し、今後の各施設の基本的な方向性及び考え方を示したものです。

本計画に基づく各施設のあり方の具体的な検討や実施については、議会及び市民との問題意識や情報の共有化を図りながら、取り組むこととします。

計画期間は、総合管理計画と同期を図るため、本計画策定時から令和28年度までとしますが、社会情勢の変化や社会的ニーズに基づき、必要に応じて計画の改定を行うとともに、各期（短期・中期・長期）に改定を行うこととします。

2 対象施設の一覧及び役割

(1) 対象施設一覧表（別紙1）

(2) 対象施設配置図（別紙2）

(3) 対象施設の役割

ア 図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とし、また、芸予文化情報センターは、芸予諸島圏域の情報化、教育及び文化の発展に寄与することを目的として設置しています。

尾道市立図書館5館は、それぞれの地域において、読書活動をはじめ生涯学習活動の「知」の拠点として、市民文化の向上及び住民福祉の増進のために重要な役割を果たしてきています。

また、多くの市民が図書館を利用することで地域における市民の賑わいの場所作りの一助になることを目指しています。

イ 博物館は、市内の歴史的な資料や文献、絵画、美術品等を収集・保存・研究することで、文化財愛護精神の高揚に寄与するとともに、郷土の歴史と文化に関する知識の向上に資することを目的として設置されています。

市内博物館5館は、それぞれの地域に関する資料を展示しており、その地域の歴史や文化、伝統の継承を図る役割を担っています。

3 各種分析結果

(1) 劣化状況

ア 図書館については、合併前の旧市町単位に1施設ずつ、合計5館の図書館を有しています。

このうち、合併前に建設されたものが4施設（うち1施設は瀬戸田市民会館内の施設）、合併後に複合施設として新設されたもの（尾道市民センターむかいしま内の施設）が1施設となっています。

みつぎ子ども図書館は平成14年に建築、向島子ども図書館（尾道市民センターむかいしま内）は平成21年に建築され比較的新しく、設備面や機能性も充実しています。

中央図書館は平成2年、因島図書館（芸予文化情報センター）は平成6年に建築のため、一部の設備に老朽化がみられます。瀬戸田図書館（瀬戸田市民会館内）は、昭和61年に建築され30年以上経過しているため、設備面や機能性の改善を図る必要があります。

イ 博物館については、5施設の博物館を有しており、このうち、4施設については、旧銀行等を改修して現在の博物館として使用するなど、建築から40年を経過しており、老朽化が進んでいます。

(2) 安全性（耐震性、危険区域）に関する状況

ア 図書館については、5施設とも新耐震基準の施設となります。

みつぎ子ども図書館は、河川の氾濫による浸水想定区域に位置しています。また、瀬戸田図書館（瀬戸田市民会館内）は、津波時の浸水想定区域に位置しています。

イ 博物館については、平成14年に建築された本郷平廃寺資料館を除き、他施設は旧耐震基準の施設であり、耐震改修等の対応が求められます。

また、いずれの施設も避難所指定は受けておりませんが、因島史料館を除いた4施設は高潮や津波時の浸水想定区域に位置しています。

(3) 機能性（施設設備、環境性能、バリアフリー等）に関する状況

ア 比較的新しいみつぎ子ども図書館と尾道市民センターむかいしま内にある向島子ども図書館の設備・機能は優れているといえます。

中央図書館及び因島図書館（芸予文化情報センター）の2施設の設備は、空調設備を中心に更新時期が到来しているため、順次更新を行っています。

なお、瀬戸田市民会館も含め、いずれの施設もバリアフリー化されています。

イ 博物館については、4施設が建築から40年が経過しており、設備が十分であるとは言えません。おのみち歴史博物館は、多目的トイレのバリアフリー化が取り入れられています。

（4）利用状況

ア 図書館については、平成27年度に指定管理者制度を導入して以降、直営時と比較して、いずれも入館者数・貸出点数が増加しました。中央図書館の無料貸出施設や、唯一利用料金を徴収している芸予文化情報センター多目的ホールの利用回数も堅調に推移してきました。しかし、令和2年2月頃から新型コロナウイルスの影響により、入館者数が大きく減少しており、新しい生活様式を遵守したうえで入館者数を増やす取組が必要となってきます。

イ 博物館については、総じて減少傾向にあり、今後の施設のあり方を検討する必要があります。

（5）コスト状況

ア 図書館の指定管理料は、年間総額約1億9,500万円となっています。

主なものとして、人件費、施設の保守点検費、光熱水費などがあげられます。

公立図書館は、図書館法第17条において「入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」と規定されており、もとより経済的な利益を見込むことができない施設ですが、今後とも、指定管理者において効率的な施設管理や経費削減等の取組がなされているか注視していく必要があります。

イ 博物館については、経常経費が5館合計で年間約1,200万円となっています。主なものとして、光熱水費、施設の保守管理委託料などがあげられます。

4 今後の基本的な方向性

（1）現状と課題

ア 中央図書館、因島図書館（芸予文化情報センター）及び比較的新しいみつぎ子ども図書館においても、近い将来、施設の老朽化に直面することになります。

向島子ども図書館（尾道市民センターむかいしま内）と瀬戸田図書館（瀬戸田市民会館内）については、公民館やホール、支所などの機能を有する複合施設として運営されており、将来的な施設のあり方を検討する場合には、これらの機能との調整が必要となります。

イ 博物館については、5施設中4施設が建築から40年以上経過した建物で、耐震性も低い施設になっています。また、利用者も減少傾向であり、安全面や経費面で課題を抱えている状況のため、今後のあり方を検討することが必要になります。

今後とも継続して使用する施設については、計画的に建物の長寿命化を図るなど、効率的な維持管理と安全性の確保が求められます。

(2) 今後の施設の考え方

ア 図書館については、今後とも長期に施設を継続使用するために、施設の点検や予防保全の実施など、長寿命化を図り、トータルコストの削減にも取り組む必要があります。

このためには、施設管理や運営に長けた指定管理者のノウハウを活用することも重要と考えます。

なお、合併前の旧市町単位の、それぞれの時代背景や必要性から施設を建設し運営してきましたが、地域の人口減少、少子高齢化社会の到来と厳しい財政状況などを考えれば、今後は将来需要予測や市民ニーズの変化を踏まえた、持続可能で効率的なサービスの提供を併せて検討していく必要があります。

イ 博物館については、施設の老朽化が進み、耐震性にも課題があります。利用者も減少傾向であるため、管理運営のコスト削減にも取り組む必要があります。

あわせて、展示資料や収蔵物についても、合併前の旧市町の歴史や文化を示す重要な資料等、整理・選別を進めていくことも必要と考えます。また、整理に伴い博物館の統廃合も検討していく必要があります。

(3) 検討すべき方向性と実施時期（各施設毎の詳細は別紙3）

中央図書館、因島図書館（芸予文化情報センター）及びみつぎ子ども図書館は、施設を継続して使用するために、指定管理者と協議のうえ、計画的に建物の外壁、屋根並びに屋内外設備等の改修工事を行い、施設の長寿命化を図ります。

また、向島子ども図書館及び瀬戸田図書館（尾道市民センターむかいしま及び瀬戸田市民会館）については複合施設であるため、原則としてこれらの施設の主管課の方針に則って施設の長寿命化を図ることとします。

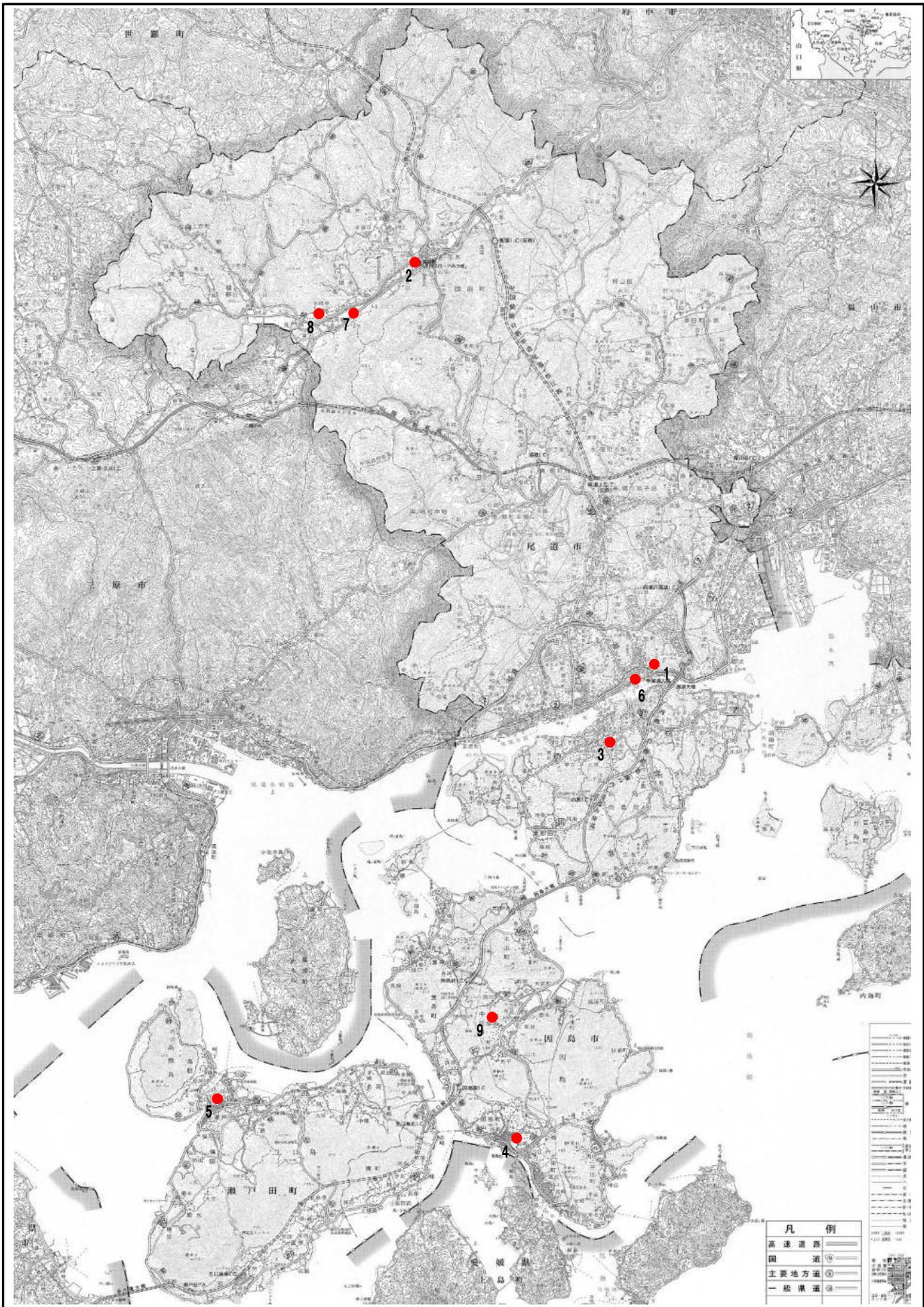
博物館については、当面は博物館として継続使用していきませんが、土地所有者の意向により瀬戸田歴史民俗資料館は令和元年度で閉館し、因島史料館は令和5年度末で閉館予定となっています。

全体的に利用者が減少傾向であるうえ、施設の老朽化が進んでいる状況であり、市内全体の歴史民俗資料を見直し、各地域の特色があり地域に残すものと、全域に共通しており集約するものを選別し、資料館の縮小や統合も検討します。

別紙1 (対象施設一覧表)

No	施設名称	所管	所在地	主たる建物の建築年	延床面積 (㎡)
1	尾道市立中央図書館	生涯学習課	尾道市東久保町4番1号	H2	3,596.75
2	尾道市立みつぎ子ども図書館 「すくすく」	生涯学習課	尾道市御調町大田33番地	H14	688.00
3	尾道市立向島子ども図書館「わくわく」 (市民センターむかいしま)	生涯学習課	尾道市向島町5531番地1	H21	386.00
4	尾道市立因島図書館 (芸予文化情報センター)	生涯学習課	尾道市因島土生町100番地4	H6	3,621.67
5	尾道市立瀬戸田図書館 (瀬戸田市民会館)	生涯学習課	尾道市瀬戸田町瀬戸田535番地1	S61	351.00
6	おのみち歴史博物館	文化振興課	尾道市久保一丁目14-1	T15	457.46
7	尾道市御調歴史民俗資料館	文化振興課	尾道市御調町丸河南86-1	S59	298.13
8	本郷平廃寺跡資料館	文化振興課	尾道市御調町丸河南90-1	H14	99.00
9	因島史料館	文化振興課	尾道市因島中庄町3222番地 2	S38	96.00

別紙2 (対象施設配置図)



別紙3（検討すべき方向性と実施時期）

No	施設名称	基本的な方向性	短期計画							中期計画		長期計画			
			R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09～R13	R14～R18	R19～R23	R24～R28		
1	尾道市立中央図書館	改修・更新	現状維持	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	改修・更新	現状維持	⇒	⇒	⇒	⇒	
2	尾道市立みつぎ子ども図書館「すくすく」	改修・更新	現状維持	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	改修・更新	現状維持
3	尾道市立向島子ども図書館「わくわく」 (市民センターむかいしま)	改修・更新	現状維持	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	改修・更新
4	尾道市立因島図書館 (芸予文化情報センター)	改修・更新	現状維持	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
5	尾道市立瀬戸田図書館 (瀬戸田市民会館)	改修・更新	現状維持	⇒	改修・更新	現状維持	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
6	おのみち歴史博物館	検討	現状維持	⇒	検討										
7	尾道市御調歴史民俗資料館	検討	現状維持	⇒	検討										
8	本郷平廃寺跡資料館	検討	現状維持	⇒	検討										
9	因島史料館	廃止	現状維持	⇒	⇒	⇒	⇒	廃止							